

「社会保障・税番号大綱」に関する意見提出様式

慶應義塾大学ネットビジネスイノベーション研究コンソーシアム

代表 國領二郎（慶應義塾大学総合政策学部教員）

幹事会員 株式会社 ディー・エヌ・エー

同 日本マイクロソフト株式会社

同 ヤフー株式会社

同 楽天株式会社

住所 神奈川県藤沢市遠藤 5322 慶應義塾大学総合政策学部

電話番号 0466-49-3557

●該当箇所

P.2 第2 基本的な考え方 全般

●意見内容

情報連携の仕組みは不可欠であり、その基盤を構築しようという取り組みを推進するべきである。ただし、具体的な制度設計に関しては、下記に列挙する他の意見も踏まえたうえで十分な議論が必要である

●理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

国民にきめ細かく公正なサービスを提供する観点からも、行政の効率を高める観点からも、プライバシーに配慮しながら、各機関の保有する個人や法人にかかわる情報を連携させる必要性は高く、その基盤を構築しようという取り組みは重要であり、推進するべきである。特に災害時などにおいて、迅速かつ公正にサービスを提供するための取り組みは速やかに進めていく必要がある。ただし、具体的な制度設計に関しては、下記に列挙する他の意見も踏まえたうえで十分な議論が必要である

●該当箇所

P. 14 4. 安心できる番号制度の構築

P. 20 6. 番号制度の将来的な活用

●意見内容

国民によりよいサービスを提供するためには、医療機関やさまざまな公共的サービスを提供する民間企業までが、プライバシー配慮の上で情報連携の輪に参加しうる枠組みを用意し、早期実現にむけて推進すべきである。

●理由

たとえば、民間事業者がサービス提供する際に顧客の属性確認の必要があるとき、当該民間事業者からの照会によって、正確に個人の存在確認や年齢認証などができる基盤を官が提供する仕組みがあれば、民間事業者が「番号」を入力する必要がなく、かつ保持する個人情報をも最小限にした上で、マネーロンダリング防止、青少年保護、個人情報保護の向上に資するといった利点がある。その観点からも民官システムの連携の必要性は高い。

●該当箇所

P. 44 VIII 情報連携

4. 情報連携基盤の運営機関

情報連携基盤の運営機関の具体的な組織の在り方については、引き続き検討する。

●意見内容

マイポータルの運営は民間に開放すべきである。

●理由

大綱では運営機関を情報連携基盤と同一のものとすると記されており、マイポータルを官が運営することを示唆している。官「も」運営することを必ずしも排除するものではないが、民間参入ができることを制度的に明記すべきである。

●該当箇所

P. 14 3 (3) 本人確認

P. 45 X マイ・ポータルへのログイン等に必要な IC カード

●意見内容

IC カードなどの個別技術ではなく、目的や要件を整理すべきである。

●理由

マイポータルへのアクセスに IC カードを使うなどの記述が見られるが、必要とされるセキュリティレベルに応じた適切な手段を用いることが適当である。同じく、IC カードへの保険証機能の一元化が書かれているが、このような具体的実装を書くことが、後の足かせとなることが想定される。法案化にあたっては、個別技術ではなく、達成したい目的や要件を示す方式にすべきであり、かつそれが適切なものであることを検証するために、透明性を以て投入されるコストとその内訳の根拠を開示すべきである。また、必要とされるセキュリティレベルによって、採用する認証方式などをかえて、たとえばスマートフォンを通じて、民間が運営するマイポータル上で自分の年金記録を確認する、といったことが可能となるようにすべきである。

●該当箇所

P. 21 7. 今後の進め方

●意見内容

現場（特に自治体）の声を反映させるべきである。

●理由

制度の実際の運用にあたっては、情報連携基盤を活用し発展させるにあたっては、自治体をはじめとする現場が大きな役割を果たす。関与する国・地方公共団体による責任の明確化をはじめ、制度的には小さく見える決定が、現場には大きな影響を与えることが多々あり、地方公共団体に費用負担が発生する部分があるのであれば、それを明確化したうえで、その声をあらかじめ十分に聞いておくことが重要である。

●該当箇所

P. 6 2. 番号制度で何ができるのか

P. 36 VI 「番号」に係る個人情報の保護及び適切な利用に資する各種措置

P. 50 XII 罰則

●意見内容

リスク負担とコスト負担を民間にしわ寄せするシステム化に反対する。

●理由

税に関する番号制では、税務当局が所得情報等を名寄せ・突合できるよう、税務当局に提出される申告書・法定調書等の提出者、すなわち所得等を給付する民間企業に対して「番号」等を記録し管理することを求めている。

これは民間が自らの選択で番号を利用する、前項2で述べたものとは異なり、民間で保有する必要がない「番号」の記録・管理を求めるものであり、セキュリティ上のリスクをばら撒くことにもつながり、かつそのリスクを民間に負担させたうえに刑事制裁まで課そうしている点で適切な制度設計とは言えない。税務処理のための番号の記録・管理は税務当局内で完結することが可能である。また、そのためのコスト負担も外からは見えない形で民間にしわ寄せする必要もなく、認めるべきではない。